

島牧村強靱化計画

令和2年3月
島 牧 村

【目 次】

第1章 はじめに

- 1 計画の策定趣旨 2
- 2 計画の位置付け 3

第2章 島牧村強靱化の基本的考え方

- 1 島牧村強靱化の目標 4
- 2 本計画の対象とするリスク 5

第3章 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方 6
- 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定 7
- 3 評価の実施手順 8
- 4 評価結果 8

第4章 島牧村強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定

- 1 施策プログラム策定の考え方 2 1
- 2 施策推進の指標となる目標値の設定 2 1
- 【島牧村強靱化のための施策プログラム一覧】 2 2

第5章 計画の推進管理

- 1 計画の推進期間等 3 3
- 2 計画の推進方法 3 3

- 【島牧村強靱化のための推進事業一覧】 3 4

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、島牧村においても、日本海沿岸における地震、津波の発生が想定されているほか、過去の経験から、豪雨や豪雪など自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から5年が経過した2019年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。北海道においても、高い確率で発生が予想されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取り組みを進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を2015年3月に策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

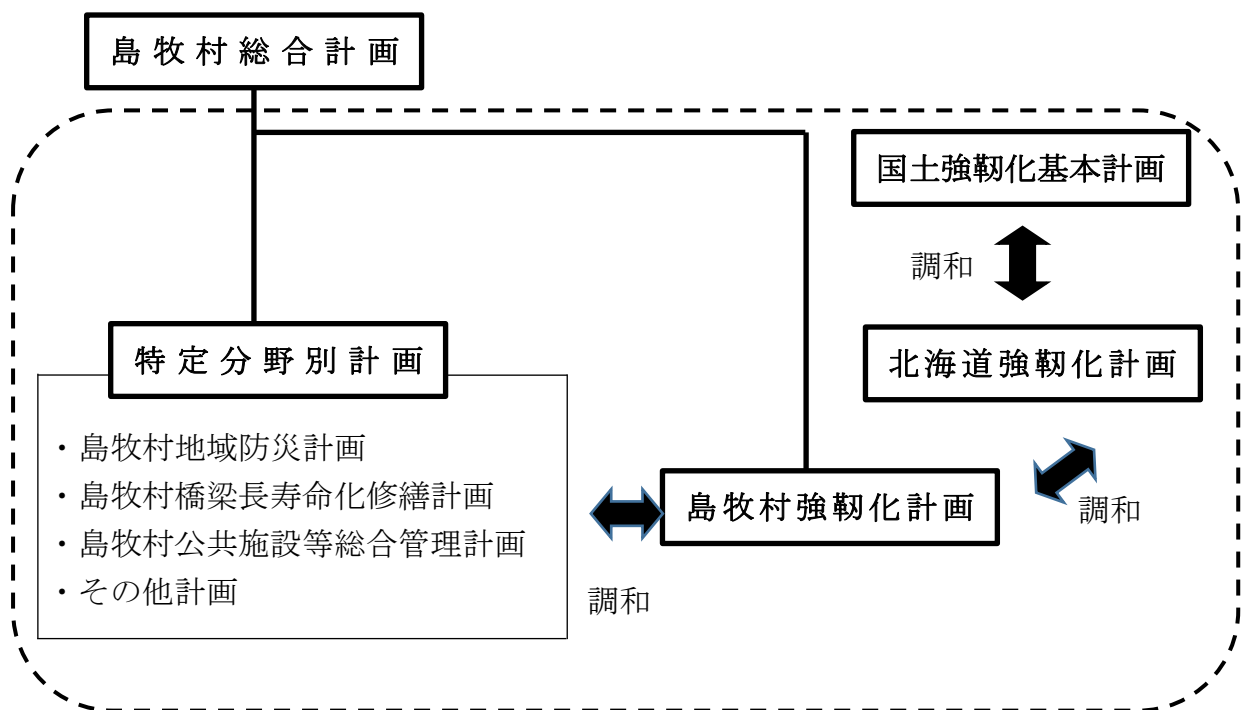
この間、島牧村においては、東日本大震災やH28豪雨災害、H30胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「島牧村地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところです。

本村における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、島牧村の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から村民の生命・財産を守り、本村の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、村民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、島牧村における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「島牧村強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため島牧村の総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



第2章 島牧村強靱化の基本的な考え方

1 島牧村強靱化の目標

島牧村の強靱化の意義は、大規模自然災害から村民の生命・財産を守り、本村の重要な社会経済機能を維持することにある。

また、本村の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少や地域活性化など本村が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本村の維持成長につながるものでなければならない。

島牧村の強靱化は、こうした見地から、本村のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を集中し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考えを踏まえ、島牧村強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」、「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」、「持続的成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、次の2つを島牧村独自の目標として掲げ、関係施策の推進に努めるものとする。

島牧村強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から村民の生命・財産と島牧村の社会経済システムを守る
- (2) 島牧村の持続的成長を促進する

2 本計画の対象となるリスク

島牧村強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「村民の生命・財産と島牧村の社会経済システムを守る」という観点から、島牧村に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

2－1 島牧村における主な自然災害リスク

（１）地震・津波

○H26 政府調査検討会・H29 道防災会議地震専門委員会

・最大津波高 19.1m

・地震発生後に津波の第１波が到達するまでの時間 本目４分・栄浜７分

○内陸型地震（H26 地震調査研究推進本部長期評価）

・黒松内断層帯の発生確率・・・M7.3 程度以上、30 年以内に 2%～5%以下

○過去の被害状況

・北海道南西沖地震（1993 年）・・・M7.8、最大震度 5（推定）

最大津波高 7.5m、死者・行方不明者 7 人

（２）豪雨/暴風雨

○平成 22 年の大雨による村道 5 通線が損壊、また平成 29 年の台風（18 号）で村道 2 路線が損壊した。

（３）豪雪/暴風雪

○初冬告げる初雪が 10 月下旬から 11 月上旬にあり、3 月まで季節風の強い影響を受けるため、道道が吹雪により交通障害が頻繁に発生している。

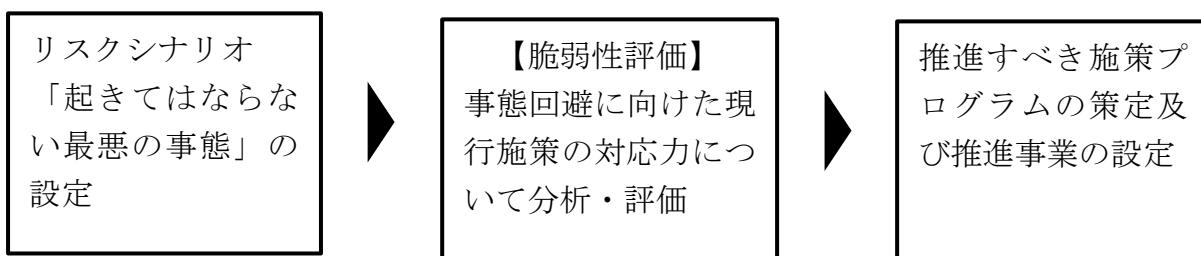
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり、（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

島牧村としても、本計画に掲げる島牧村強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

過去に村内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後島牧村に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施

２ リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、島牧村の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、７つのカテゴリーと１９の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ １９の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地の浸水
		1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害拡大
		1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 村内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 村内外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6	二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3 評価の実施手順

前項で定めた19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

評価結果は次のとおり。

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化率は、51.5%であり、一定の進捗がみられるが、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務付けられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。特に民間の大規模建築物などについては、早急な耐震診断の実施や診断結果に基づく必要な耐震化整備を進める必要がある。
- 小中学校（100%）、医療施設（100%）、社会福祉施設（100%）、社会体育施設（100%）など不特定多数が集まる施設の耐震化は完了しており、これらの施設は、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、天井の脱落対策等も含め、一層の促進を図る必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、現在策定中の「島牧村公共施設等総合管理個別計画」に沿った維持管理等を適切に行う必要がある。
- 村営住宅の老朽化対策については、「島牧村公営住宅等長寿命化計画」（平成24年3月策定）等に基づき、計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。

(避難場所の指定・整備)

- 災害時の対応拠点として活用される公共建築物や備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め整備が行われているが、引き続き施設整備を促進する必要がある。
- 津波発生時の避難場所等を明記した、ハザードマップを住民に広く周知していく必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や道と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を推進する必要がある。

(その他)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・住宅の耐震化率 約 51.5%
- ・社会福祉施設の耐震化率 100%
- ・小中学校の耐震化率 100%
- ・島牧村公営住宅等長寿命化計画 → 策定済み（H23）
- ・島牧村防災ガイドマップの作成（H25）
- ・津波災害用一時避難所 15 箇所・避難所 12 箇所（H25）

1－2 土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

(土砂災害警戒区域等の指定)

- 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は北海道の実施する基礎調査等への協力により、指定を推進するとともに、急傾斜地及び土砂流の区域を見直し、広報・ホームページ等で周知する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・土砂災害警戒区域等の指定 → 指定（H23）
- ・防災ガイドマップの作成状況 → 作成（H25）

1－3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（津波避難体制の整備）

- 避難路・避難場所の周知、防災施設の整備充実、緊急時の情報通信体制の充実など地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立が必要である。
- 防災ガイドマップ等による啓発。情報提供の充実や地域及び各地区での防災訓練の充実を図るとともに、地域における自主防災組織の育成・強化など住民の防災意識の高揚と地域ぐるみの防災体制の確立が必要である。

【指標（現状値）】

- ・ 防災ガイドマップの作成状況 → 作成（H25）
- ・ 地区の防災避難訓練状況 → 実施（R 元）

1－4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

（洪水・内水ハザードマップの作成）

- 島牧村防災ガイドマップを作成・配布しているが、村民に対して周知の推進を図り、防災訓練等の実施を検討する必要がある。

（河川改修等の治水対策）

- 道、村では、それぞれの管理河川において、洪水を防止するための河道の掘削、築堤、護岸の整備などの治水対策を行ってきたが、進捗途上であり、近年浸水被害を受けた河川や村内を流れる河川等の改修に重点化するなど、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、除排施設の整備を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 島牧村防災ガイドマップの作成状況 → 作成（H25）

1－6 暴風雪及び豪雪による交通途絶等の未整備による被害の拡大
【評価結果】 (暴風雪時における道路管理体制) ○ 冬季異常気象時における道路管理手法の検討を行い、通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。 (除雪体制の確保) ○ 豪雪等の異常気象時においては、情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題も抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。
【指標（現状値）】 ・道路点検における堆雪及び堆雪スペースの確保、除雪体制に関する道路の要対策箇所対策率 100%

1－5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大						
【評価結果】 (積雪寒冷を想定した避難所等の対策) ○ 積雪や低温など冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。						
【指標（現状値）】 ・備蓄状況 <table><tr><td>毛布類</td><td>300 枚（R 元）</td></tr><tr><td>発電機</td><td>5 台（R 元）</td></tr><tr><td>暖房器具</td><td>12 台（R 元）</td></tr></table>	毛布類	300 枚（R 元）	発電機	5 台（R 元）	暖房器具	12 台（R 元）
毛布類	300 枚（R 元）					
発電機	5 台（R 元）					
暖房器具	12 台（R 元）					

1－7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

（関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報共有化）

- 関係行政機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、道路監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、効果的な運用を図る必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、道と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。

（住民等への情報伝達体制の強化）

- 島牧村地域防災計画で「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成しているが、必要に応じて避難勧告等の発令基準を見直す必要がある。
- 災害時における住民安否情報の確認のため、国が整備する国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効率的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等への災害情報の伝達手段としてうしお通信だけではなく、ホームページや広報車など、多様な方法による災害情報の伝達体制を強化する必要がある。
- 住民等へ防災情報を確実に提供するため、避難所等に公衆無線 LAN を整備するなど、災害情報提供の耐災害性を向上する必要がある。
- 災害発生時において、観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。特に、外国人観光客については、災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況にあり、本村を訪れる外国人観光客の安全・安心を確保するためにも、外国人向け災害情報の伝達体制を強化する必要がある。
- 災害発生時の避難等に支援を要する避難行動要支援者に対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、効果的な運用を図る必要がある。

（防災教育推進）

- 防災教育の推進に向けて、関係機関と連携し、多様な人材育成を図る必要がある。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、今後

地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

【指標（現状値）】

・避難行動要支援者計画の策定状況 → 島牧村地域防災計画に掲載

・避難所及び避難所設置状況

歌島地区 1 箇所（H27）

本目地区 2 箇所（H27）

豊栄地区 2 箇所（H27）

永豊・泊地区 3 箇所（H27）

千走・元町地区 2 箇所（H27）

原歌地区 2 箇所（H27）

栄浜地区 1 箇所（H27）

・避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況

津波災害策定（H27） 水害策定（H27） 土砂災害策定（H27）

防災訓練の実施回数 2 回（R 元）

豊栄地区・原歌地区（地震・津波）

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【評価結果】

（支援物資の供給等に係る連携体制の整備）

- 島牧村地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の効率的な活動を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。
- 北海道胆振東部地震における NPO やボランティアの活動実態などを踏まえ、支援活動や関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備を促進する必要がある。

○ 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や支援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公共施設の活用など施設整備のあり方について、関係機関と連携のもと、多角的に検討する必要がある。 (非常用物資の備蓄促進) ○ 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応など、2～3日分(推奨1週間分)の食料及び飲料水の自発的な備蓄を促進するため、啓発活動に取り組む必要がある。 ○ 財政負担の軽減に配慮しながら、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する必要がある。
【指標(現状値)】 ・防災関係の協定件数 3件(H27)

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
【評価結果】 (合同訓練など関係行政機関の連携体制整備) ○ 地域防災計画の推進や防災訓練など関係行政機関との連携をはかっており、今後も防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。 (自衛隊体制の維持・拡充) ○ 北海道胆振東部地震時には、陸上自衛隊北部方面隊から災害派遣隊が被災地に派遣されるなど、被災地支援に大きな役割を担ったところであり、今後の村内外における大規模自然災害時に備え、陸上自衛隊第11旅団との連携を図る必要がある。 (救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備) ○ 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の拡充について促進する必要がある。
【指標(現状値)】 ・消防団員数 81人(H31)

2－3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

（被災時の医療体制の強化）

- 災害時の医療確保のため、災害時の医療拠点となる村立診療所において、実災害を想定した実動訓練を他機関との連携のもと、効果的に実施する必要がある。
- 災害時の救命医療や被災地からの傷病者の受入などの災害時の医療拠点の機能を確保するため、村立診療所において応急用医療資機材の整備など、所要の対策を図る必要がある。

（災害時における福祉的支援）

- 災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、福祉関係団体や関係法人に広く協力を要請し、福祉避難所等への人的支援の促進を図る必要がある。

（防疫対策）

- 災害発生時においては、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期の予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|--------------------|--------|
| ・村立診療所における災害実働訓練 | 未実施 |
| ・村立診療所における応急用医療資機材 | 一部整備済み |
| ・地域医療の拠点形成 | 1箇所 維持 |

3 行政機能の確保

3-1 村内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

(災害対策本部機能の強化)

- 被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など災害対策本部に係る具体的な運用事項を定めるものとして「災害時職員行動マニュアル」(平成23年3月策定)があり、訓練などを通じ本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行い、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。
- 北海道胆振東部地震の経験を踏まえ、消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、将来的な団員の担い手不足の課題もあり、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 防災拠点となる役場及び消防庁舎の耐震化は図られているが、大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など対応拠点としての業務を継続するための機能強化を図る必要がある。

(行政の業務継続体制の整備)

- 災害発生時に行政サービス機能の低下を招かないよう必要最小限の人員を配置するなど、災害時における行政業務の継続体制を強化する必要がある。
- 災害発生時に停電等が起こった際、役場庁舎には自家発電が設置されているが、設置されていない施設にも、自家発電機や、外部電源接続装置の設置に向けた推進を図っていく必要がある。
- 今後整備を予定している防災センターによる非常電源の保管など設備の充実を図っていく必要がある。

(広域応援・受援体制の整備)

- 災害発生時において被害が発生した場合、被害の拡大や二次災害の防止に資するため各行政機関との間で協定又は、申合せを締結しており、災害時に有効に機能するように平時から情報共有など連携強化を図る必要がある。

【指標(現状値)】

- ・災害対策本部を設置する庁舎(役場)の耐震化率 100%
- ・北海道消防防災ヘリコプター応援協定(H8)
- ・北海道広域消防相互応援協定(H3)
- ・災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定(H9)

4 ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止
【評価結果】 (避難所等への石油燃料供給の確保) ○ 道では、災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、石油販売業者の団体や石油元売団体との間で協定や覚書を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時から情報共有など連携強化を図る必要がある。
【指標（現状値）】 ・小樽地方石油業協同組合と協定締結（H27）

4-2 食料の安定供給の停滞
【評価結果】 (食料生産基盤の整備) ○ 大規模災害により、生産基盤が打撃を受けないよう、耐震化や老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。 (水産業の体質強化) ○ 現在、本村の水産業は、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、本村の水産業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。
【指標（現状値）】 ・漁業協同組合員数 109人（H30）

4－3 上水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

（水道施設の耐震化、老朽化対策等）

- 災害時においても給水機能を確保するため、浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策の計画的な整備を促進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進することが必要である。

（水道施設の防災機能の強化）

- 水道施設が被災した場合に備え、緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、送水管の多重化などの施設整備や応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

指標（現状値）】

- ・ 本目浄水場 → 新築（H18）
- ・ 歌島配水池 → 新築（H27）
- ・ 歌島ポンプ室 → 新築（H28）

4－4 村内外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

（交通ネットワークの整備）

- 広域的な交通アクセスの向上に向け、未改良区間等の早期整備を進める必要がある。
- 村道の老朽化等に伴い、整備を計画的・効率的に進める必要がある。
- 災害時における地域住民の移動手段を確保する必要がある。

（道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策）

- 落石や岩石崩落などの道路点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次、対策工事を計画的に実施する必要がある。また、橋梁の耐震化についても、災害時に重要となる避難路上などの橋梁について、重点的に対策工事を実施し、計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、島牧村橋梁長寿命化修繕計画に基づき、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・道路橋の長寿命化修繕計画の策定状況 → 策定済み（H23）

5 経済活動の機能維持

5－1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

（企業における業務継続体制の強化）

- 中小企業の業務継続計画策定の促進や経営体質・基盤の強化を促進するため、各種関係機関と連携し、支援する必要がある。

【指標（現状値）】

6 二次災害の抑制

6－1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

（森林の整備・保全）

- 大規模災害等に起因する森林の荒廃は、村全体の地域強靱化に影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

（農地・農業水利施設等の保全管理）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

7 迅速な復旧・復興等

7－1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
【評価結果】 (災害廃棄物処理計画の策定) ○ 災害廃棄物処理の具体的な対応が求められており、迅速な処理体制を構築する必要がある。
【指標（現状値）】

7－2
【評価結果】 (災害対応に不可欠な建設業との連携) ○ 大規模災害の発生により、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業者とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。 (建設土木業の担い手確保) ○ 減少する建設就業者及び技能労働者について、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に取り組む必要がある。
【指標（現状値）】 村内建設業就業者 → 12名

第4章 島牧村強靱化のための施策プログラムの策定等

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、島牧村における強靱化施策の取組方針を示す「島牧村強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本村のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもと行う。

また、取組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化・代替施設の「確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組合せ、19の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

【島牧村強靱化のための施策プログラム一覧】

- ・脆弱性評価において設定した19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載。
- ・当該施策の推進に関わる取組主体（国、道、村、民間の4区分）を各施策の末尾に[]書きで記載。
- ・重点化すべき施策項目については、各施策項目の末尾に重点と記載。
- ・施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

1 人命の保護

1-1 地震・津波等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生 (住宅・建築物等の耐震化) 重点

- 「島牧村耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、耐震改修に関する支援制度の運用の改善など、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施する。[国・道・村]
- 小中学校、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設など、多くの村民等が利用する公共施設について、耐震化率を維持する。[国・道・村]

(建築物等の老朽化対策) 重点

- 公共建築物の老朽化対策については、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。[国・道・村]

(指標)

- ・住宅の耐震化率 約51.5% (H23) → 95% (R5)
- ・社会福祉施設の耐震化率 約100% (R1) → 100%を維持
- ・小中学校の耐震化率 約100% (R1) → 100%を維持

(避難場所等の指定・整備) 重点

- 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所等の確保を図るため、災害対策基本法に基づく一時避難場所及び避難所を指定する。
- 災害時の避難場所等として活用される公共施設や地区会館、寺院等についても改修等含めた施設整備を計画的に促進する。[国・道・村]

(指標)

- ・一時避難場所及び避難所の指定数

一時避難場所 28箇所 (R 元) → 必要に応じ整備する。

避難所 13箇所 (R 元) → 必要に応じ整備する。

(緊急輸送道路等の整備) 重点

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、村内における沿道建築物の耐震化や無電柱化を含め、計画的な整備を推進する。 [国・道・村]

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

(土砂災害警戒区域等の指定)

- 北海道の実施する基礎調査等の結果に基づき、適時防災ガイドマップを修正し、広報・ホームページ等で周知及び防災ガイドマップに基づく防災訓練等の実施を促進する。 [国・道・村]

(指標)

- ・土砂災害警戒区域等の指定 指定済 (H25) → 指定を推進する。

- ・急傾斜地及び土石流防災ガイドマップ作成 作成済 (H25) → 防災ガイドマップを適時修正する。

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波避難体制の整備)

- 避難路・避難場所の周知、防災施設の整備充実、緊急時の情報通信体制の充実など地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立を進めます。
- 防災ガイドマップ等による啓発、情報提供の充実や地域及び各地区での防災訓練の充実を図るとともに、地域における自主防災組織の育成・強化など住民の防災意識の高揚と地域ぐるみの防災体制の確立を進めます。 [国・道・村]

(指標)

- ・防災ガイドマップの作成 作成済 (H25) → 適時修正

- ・地区防災避難訓練状況 実施 (R 元) → 継続実施

1－4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水ハザードマップの作成) 重点

- 洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図について、河川整備の進捗等に応じた見直しを適時に実施し、防災マップに基づく防災訓練等の実施を継続して行っていく。[国・道・村]

(河川改修等の治水対策) 重点

- 河道の掘削、築堤、水路の整備などの治水対策について、近年の浸水被害等を勘案した重点的な整備を推進する。[国・道・村]

1－5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制の強化) 重点

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。[国・道・村]
- 道路防災総点検を踏まえた要対策箇所について、防雪柵や雪崩予防柵などの対策を実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。[国・道・村]

(除雪体制の確保) 重点

- 適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。[国・道・村]
- 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。[国・道・村]

(指標)

- ・ 道路点検における滞雪及び滞雪スペースの確保、除雪体制に関する道路の要対策箇所の対策率（村道） 100%（R 元）→ 100%を維持

1－6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、指定緊急避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化する。[道・村・民間]

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）重点

- 村が設置する避難所等における冬季防寒対策として、毛布、発電機、暖房器具などの備蓄を促進する。[国・道・村]

（指標）

・備蓄状況

毛布類 300枚（R元）→ 必要に応じ追加で備蓄する。

発電機 5台（R元）→ 必要に応じ追加で備蓄する。

暖房器具 12台（R元）→ 必要に応じ追加で備蓄する。

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

（関係機関の情報共有化）重点

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るために、北海道防災情報システムの効果的な運用を図り、関係機関から災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。[道・村・民間]
- 災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、一層の効果的な運用を図る。[道・村・民間]

（住民等への情報伝達体制の強化）重点

- 住民等への災害情報の伝達にあたってうしお通信を活用するほか、ホームページを活用した情報提供や広報車などを活用した迅速な情報提供など、多様な手段による災害情報の伝達体制を強化する。
- 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。[道・村・民間]
- 災害発生時における避難行動要支援者等に対して、迅速で円滑な支援が可能となるよう、村民への周知、職員への教育等を推進する。[道・村・民間]

（地域防災活動、防災教育の推進）重点

- 村内各所に自主防災組織の結成を促進するとともに、防災士などの地域防災に関する実践活動のリーダーの養成を通じて、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。[道・村・民間]
- 防災教育の推進に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、関係機関との連携・協働の促進を図る。[道・村]
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施及び体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。[道・村]

(指標)

- ・避難行動要支援者計画の策定状況 → 島牧村地域防災計画に掲載 → 随時更新をする。
- ・避難所及び避難所設置状況
 - 歌島地区 1 箇所 (H27) → 必要に応じ追加指定する。
 - 本目地区 2 箇所 (H27) → 必要に応じ追加指定する。
 - 豊栄地区 2 箇所 (H27) → 必要に応じ追加指定する。
 - 永豊・泊地区 3 箇所 (H27) → 必要に応じ追加指定する。
 - 千走・元町地区 2 箇所 (H27) → 必要に応じ追加指定する。
 - 原歌地区 2 箇所 (H27) → 必要に応じ追加指定する。
 - 栄浜地区 1 箇所 (H27) → 必要に応じ追加指定する。
- ・防災訓練の実施回数 2 回 (R 元) → 継続的に実施する。

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(物資供給等に係る連携体制の整備) 重点

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、北海道広域消防との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。[道・村]
- 大規模災害時における救援物資の輸送や復旧活動等に関する拠点機能を担うことが期待される防災拠点について、被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公共施設の活用など、そのあり方を多角的に検討する。[道・村]

(非常用物資の備蓄促進) 重点

- 大規模災害時において応急物資の供給・調達対応を図るため、備蓄整備方針の策定に努め、物資調達等の体制整備に取り組む。[道・村]
- 支援制度の活用などを通じ、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する。[道・村]
- 家庭や企業等における備蓄について、啓発活動を強化するなど、村民の自発的な備蓄の取組を促進する。[道・村]

(指標)

- ・防災関係の協定件数 3件(R元) → 必要に応じ締結する。

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化) 重点

- 島牧村防災避難訓練をはじめ、各種防災訓練を通じ、消防、警察などの各防災関係機関との連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。[国・道・村]
- 消防団員の確保を円滑に進め、潜在的な入団希望者の入団を促進するため、消防団に対する理解を向上させる広報活動を推進する。[国・道・村]
- 消防職員、消防団員の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進する。[国・道・村]

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、関係機関において連携した取組を推進する。[国・道・村]

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 災害対応能力の強化に向け、消防機関における災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。[国・道・村]

(指標)

- ・消防団員数 81人(R元) → 80人程度を維持する。(R5)

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

(被災時の医療体制の強化)

- 村立診療所(災害医療チーム)の災害対応力の向上を図るため、関係機関との連携のもと、具体的な災害を想定した実動訓練の実施を検討する。[道・村]
- 村立診療所における災害時の救命医療、重篤患者の受入などの機能を確保するため、応急用医療資機材の整備を促進する。[道・村]

(災害時における福祉的支援) 重点

- 災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物理的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。[道・村]

(防疫対策)

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所等における汚水対策など、災害時の防疫対策を推進する。[国・道・村]

(指標)

- ・ 村立診療所における災害実働訓練 未実施 (R 元) → 実施する。
- ・ 村立診療所における応急用医療資機材一部整備済み → 機材を整備する。
- ・ 地域医療の拠点形成 1 箇所 (R 元) → 1 箇所を維持する。

3 行政機能の確保

3-1 村内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化) 重点

- 災害が発生した場合に行政サービス機能の低下を招かないよう必要最小限の人員を配置し、災害対策本部においては運用事項（職員の参集範囲、本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など）を定め、定期的な実動訓練などを通じ、実施体制の検証、必要に応じた見直しを行う。併せて、本部機能の運用に必要な資機材の整備を計画的に推進する。
- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画の見直しや本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。[国・道・村]

(行政の業務継続体制の整備) 重点

- 災害発生時に行政サービス機能の低下を招かないよう必要最小限の人員を配置するなど、災害時における行政業務の継続体制を確保する。
- 行政情報システム機能の維持・継続を図るため、情報システムの機能維持のための取組を推進する。[国・道・村]

(広域応援・受援体制の整備) 重点

- 村内外の大規模災害における広域的な支援体制の強化に向け、応援協定の枠組みに沿って村外自治体との広域応援・受援体制の更なる構築を図る。[国・道・村]

(指標)

- ・ 災害対策本部を設置する庁舎（役場及び岩内・島牧地方消防組合消防署島牧支署）の耐震化率 100% (R 元) → 100%を維持

4 ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

(避難所等への石油燃料供給の確保)

- 災害時の救助・救急災害復旧等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に供給されるよう石油燃料供給元との協定締結を促進する。[道・村・民間]

(指標)

・小樽地方石油業協同組合と協定締結 (H27)

4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備) 重点

- 本村の水産業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、漁港、水産加工施設等の耐震化など、あらゆる防災・減災対策を含め、水産業の生産基盤の整備を着実に推進する。[国・道・村]
- 本村の水産業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など、持続的な水産経営に資する取組を推進する。[国・道・村]

(水産物の産地備蓄の推進) 重点

- 平時における水産物の安定供給に加え、大規模災害時においても水産物の円滑な供給に資する取組を推進する。[国・道・村]

(指標)

・漁業協同組合員数 109 人 (H30) → 水産業の担い手確保に対する支援を推進する。

4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の防災対策) 重点

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池、浄水場など水道施設の耐震化や基幹管路の多重化などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進する。

(指標)

・本目浄水場 新築 (H18) → 現状を維持する
・歌島配水池 新築 (H27) → 現状を維持する
・歌島ポンプ室 新築 (H28) → 現状を維持する

4-4 村外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの整備) 重点

- 広域的な交通アクセスの向上に向け、未改良区間等の早期整備を関係機関に積極的に要請していく。[国・道・村]
- 村道の整備を計画的・効率的に進める。[国・道・村]
- 地域住民の移動手段を確保するため、ニセコバスの維持対策を継続する。
[国・道・村]

(道路施設の防災対策等) 重点

- 落石や岩石崩落などの道路点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次、対策工事を計画的に実施し、必要に応じ関係機関に要望するとともに、橋梁の耐震化についても、災害時に重要となる避難路上などの橋梁については、重点的に対策工事を実施し、計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。[国・道・村]

(指標)

- ・ 橋梁の点検率 100% (R 元) → 現状を維持する。(5 年に 1 度点検を行う)
- ・ 道路橋の長寿命化修繕計画の策定状況 → 策定 (H23) → 5 年に 1 度の点検結果によってその都度見直しをかける。

5 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(企業の事業推進体制の強化)

- 害規模災害時において、村内企業の事業の停止による村民の生活への影響を避けるため、関係機関との連携により、村内企業等における事業推進体制の継続及び中小企業等が実施する事前防災・減災のための取組に対する支援を推進する。
[国・道・村]

(指標)

6 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(森林の整備・保全)

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの産地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。[国・道・村]
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。[国・道・村]

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。[国・道・村]

(指標)

- ・村有林における人工林の面積 356ha (R 元) → 現面積を確保する。
- ・農地、農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数 0 団体 (R 元) → 農業の担い手確保に対する支援を推進する。

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 島牧村地域防災計画に廃棄物処理等計画の掲載はあるが、南後志衛生施設組合において災害廃棄物の処理体制の取り決めがないため、南後志衛生施設組合及び寿都町、黒松内町と災害廃棄物処理計画を検討し、広域的な視点からの廃棄物処理体制を推進する。

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(災害対応に不可欠な建設土木業との連携)

- 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する島牧建設協会の連携体制をさらに強化する。[村・民間]

- 災害時の復旧・復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通ネットワークの整備など平時における強靱化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者などの担い手の育成・確保や災害時に備えた事業推進体制の継続策の検討を支援するなど、関係団体等と連携した取組を推進する。[国・道・村・民間]

(指標)

村内建設業就業者 12 名 → 技術力向上の支援及び担い手確保の推進を図る。

第 5 章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は、社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね 5 年（令和 2 年から令和 6 年）までとする。

また、本計画は、島牧村の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要です。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管課を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

2-2 PDCA サイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前章で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国や道への政策提案を通じ、さらなる施策推進につなげていくという計画・実施・評価・改善といった PDCA サイクルを構築し、島牧村地域強靱化の好循環を図っていく。

【別表】 島牧村強靱化のための推進事業一覧

所管課	事業名	箇所名・地区名
総務課	高規格救急車導入事業	泊地区
	津波避難路整備事業	歌島地区 他 6 か所
	防災代替庁舎建設事業	泊地区
	災害備蓄品購入事業	歌島地区 他 6 か所
企画課	道の駅管理運営事業	千走地区
	空き家対策推進事業	各地区
	光ネットワーク設備維持管理事業	各地区
福祉課	医療施設・福祉施設維持管理事業	泊地区
水産課	水産基盤整備事業（漁港）	厚瀬・軽臼・千走漁港
	さけ・ます増殖事業	泊地区
	種苗生産施設管理運営事業	元町地区
住民課	葬祭場維持管理事業	豊平地区
農林課	林道整備事業	賀老林道 他 9 路線
	森林整備地域活動支援事業	各地区
	有害鳥獣対策事業	各地区
	畜産振興対策事業	美川地区
施設課	水道施設更新事業	各地区
	公営住宅建替事業	元町・泊地区
	橋梁長寿命化事業	新甫橋 他 25 橋
	村道等除排雪事業	作浜海岸通線 他 5 路線
	集会施設維持管理事業	歌島児童館 他 10 箇所
教育委員会	教員住宅新築事業	本目・泊・元町地区
	社会体育施設等管理運営事業	千走地区・泊地区